

5 福祉のまちづくり

(1) 情報提供・相談支援体制の充実

① 広報媒体の活用

障がいのある人が必要な福祉サービスや制度を気軽に利用することができるよう、町広報紙やホームページ等からの情報提供の充実を進めるとともに、必要に応じて制度案内のパンフレットを作成し、広く町民に対してサービスの情報を提供します。

また、障がいに配慮した情報の提供手段である点訳や音訳などによる情報提供の充実を図ります。

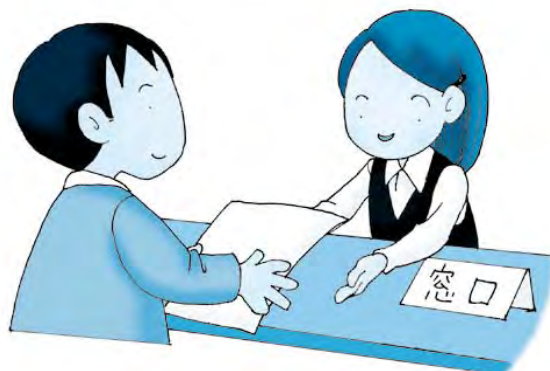
② 相談員・民生委員による情報提供

地域の身近な相談窓口である身体障害者相談員、知的障害者相談員や民生・児童委員と連携を図り、相談に応じて適切なサービス利用へとつなげます。

③ 相談支援事業所等との連携

地域で生活する障がいのある人やその家族からの様々なニーズに対し、保健師や相談支援専門員が訪問し相談に応じるとともに、障害者相談支援事業所との連携を図りながら、障がいのある人やその家族が地域で安心して生活していけるよう支援を積極的に行います。

また、就労・生活のニーズについては、障害者就業・生活支援センターと連携し、障がいのある人の社会生活及び職業生活における自立を進めていきます。



(2) 地域福祉活動の促進

① 関係機関・団体と地域とのネットワークの強化

地域福祉を推進していくにあたっては、地域の人材や施設等の社会資源を有効的に活用することが重要となるため、地域住民や町内の関係事業所、障がい者団体や親の会、NPO、ボランティア団体等のネットワーク組織体制の連携強化を図り地域福祉活動を推進する体制の整備に努めます。

② 住民の地域福祉活動への参加促進

NPOやボランティア団体の活動支援を推進し、町民の主体的なボランティア活動を促進します。

また、社会福祉協議会が行うボランティア養成講座等の事業を推進し、地域福祉活動の定着を図るとともに、地域福祉計画・地域福祉活動計画との関連性を持たせ、地域福祉活動を総合的に推進する体制の整備に努めます。

(3) こころのバリアフリー

① 啓発活動の推進

町広報等により「障がい者週間（12月3日～12月9日）」の周知を行い、障がいのある人に対する理解・啓発を促進します。

また、障がいや障がいのある人に対する理解を深める機会を充実させるため、障がいのある人となない人が交流し合う場となる各種イベントの開催に努めます。

② 福祉教育の推進

家庭や学校、地域において福祉教育活動を推進します。

家庭では、障がいのある人となない人が共に生活する暮らしへの理解を広げ、心のバリア（障壁）を取り除いていく家庭教育を進めます。

学校においては、障がいの疑似体験授業や障がいのある人との交流活動を行い、子どもの頃から、障がいや障がいのある人に対する理解を深める取り組みを推進します。

地域においては、様々な交流を通して障がいや障がいのある人に対する理解を深め、共に生き共に参加する暮らしやすいまちづくりを目指します。

(4) まちのバリアフリー

① 安全な歩行空間の整備

障がいのある人が安心して通行することができるよう、ゆとりある歩道の確保や段差の解消、点字ブロックの設置等により障がいに配慮した歩行空間の整備を進めます。

② 公共施設・交通機関のバリアフリー化

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）」や県の「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、役場や学校をはじめとする公共施設や、不特定多数の人々が利用する病院や公共交通機関等の周辺地域を含めたバリアフリー化を進めます。

(5) 福祉助成制度の充実

① 障がい者医療費助成・給付

重度心身障害者医療費助成として、重度の身体障がい者や重度の知的障がい者が必要な医療を受けたとき、その医療費について助成します。

また、自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療費）給付事業についての周知を行い、利用の促進に努めます。

② 公共交通機関等の運賃・交通費の助成

障がいのある人の社会参加を促進するため、公共交通機関に係る費用の割引や有料道路の割引、障がい児者タクシー料金助成、障がい者交通費助成など、各種助成制度の周知を図り、利用を促進します。

③ 各種手当の支給

障がいのある人やその家族に対して、特別障害者手当、特別児童福祉手当、特定疾患患者介護手当、特別児童扶養手当など各種手当を支給します。

(6)住宅の確保と整備

① 日常生活用具給付事業（居宅生活動作補助用具）の周知

障がいのある人が在宅での生活を継続して送れるよう、移動等を円滑にする用具を設置する場合に小規模な住宅改修が伴う場合にかかる費用への助成制度の周知を行い、利用の促進を図ります。

② 障がいのある人に配慮した住宅の普及

公営(町営・県営)、民間に限らず、障がいのある人に配慮した設備のある住宅の普及に努めます。

(7)災害時・緊急時の安全確保

① 災害時における支援体制の整備

災害時における障がいのある人の安全を確保するため、情報伝達手段の整備を推進します。

また、災害時の迅速な対応に備え、民生・児童委員と連携し、地域に住む障がいのある人の把握に努めるとともに、要援護者台帳を整備します。

② 防災対策の推進

障がいのある人を含めた地域ぐるみでの防災訓練を開催し、防災活動の普及・啓発に努めます。

また、民生・児童委員や指定障がい福祉サービス提供事業者等と町との連携を図り、災害時の避難対策の確立を目指します。

